

表2-9 1886(明治19)年における都邑の諸物価

品目	横浜	八王子	小田原
	円	円	円
米 (1石)	5.93	6.42	5.83
大 麦 (1石)	2.37	2.74	2.71
大 豆 (1石)	4.23	4.40	4.07
食 塩 (1石)	1.66	2.21	1.56
洋白砂糖 (100斤)	6.65	7.58	6.45
生 金 巾 (1反)	0.27	0.38	0.28
肥料(干鰯) (10貫)	1.57	2.06	1.04
繭 (1石)	—	18.17	20.12
生糸(器械) (100斤)	639.58	604.50	615.90
生糸(座繰) (100斤)	604.58	598.23	564.48
晒 木 綿 (1反)	0.37	0.29	0.22
薪 (10貫)	0.52	0.47	0.33

注 表2-7と同じ

り、さらに低い値で繭や糸を売り、三都邑のうち最も高い値で、米麦塩などの食料・肥料その他生活必需品を購入せねばならなかった。また、主に町場に住む職人や日雇取りについてみると、食料品の物価下落よりも、賃金の下落がはるかにげしい。一八八二(明治十五)年を一〇〇とすれば、一八八五(明治十八)年の米価は九三・五に下っているが、大工の賃金は六三、日雇取りのそれは六八にまで落ち込んでいる(表二・七)。農村における農業日雇の手間代や、下男・下女の給金の下落はさらにはげしく、雇われてその日の食事を給与されればよいとするほどになっている。このような農村の窮乏は、地方都市の職人・日雇取りの賃金をさらに圧迫したであろう。

以下、生糸は五分の一強に暴落している(表二・八)<sup>(1)</sup>。いま、一八八四年同様物価が最も落ち込んだ一八八六年における横浜・八王子・小田原の諸物価のあり方を比較すると(表二・九)、これらの町場の周辺で生産される特産物ほど廉価で、遠隔地から供給を仰がねばならない物は、それほど安くない。漁港であり背後に酒匂川流域の米作地帯を擁する小田原では、干鰯・米の下落が著しく、他地方から干鰯・米を移入せねばならない八王子は、小田原より干鰯は約二倍、米は約一割の高値となっている。これに反し、八王子とその周辺農山村が特産地である繭・生糸の価格は、八王子で最も低い。上・下恩方村の例からわかるように、繭・生糸を八王子へ売却する周辺村では、その価格はさらに低いであろう。したがって、八王子周辺の養蚕・製糸農民は、県下三都邑のうち最も安価な八王子における価格よ

表2-10 1884(明治17)年9月現在  
南多摩郡1戸当たり平均負債額

戸長役場	1戸当たり平均負債額
	円
下柚木	259.01
大和田	208.78
□(欠)	173.45
留所	154.06
小野路	132.46
木曾	124.99
片倉	110.57
鶴間	110.19
相原	109.97
散田	98.46
大楽寺	96.03
八王子	85.69
日野	73.97
上長房	68.22
原町田	64.32
東長沼	37.04
平均	111.475 (108.946)

注 1 下川口・下恩方・南平戸長役場を欠く。  
2 野口正久「武相困民党事件の社会経済的関係資料」(『多摩文化』第9号)より作成。

し、その南部に位置する郡であるが、この五三か村(鴨志田、北西八朔、上・下谷本村など数か村の資料を欠く)のうち半ば二六か村は、一戸当たり平均負債額の利子支払いがその地租納入額を超えている。南多摩郡の表二一〇は、戸長役場管轄区域ごとの平均値で、村ごとに見れば、一ノ宮村のごとく、一戸当たり平均負債額

負債の激増

先にのべた地租改正後の諸条件(本節一参照)の下で、農家経営の破綻は、まず負債の累積となつてあらわれた。一八八四(明治十七)年十月八日付南多摩郡長原の県令あて具申書(前述具申書に先立つもの)によれば、同年九月現在で南多摩郡の一戸当たり平均負債額は一〇八円九四銭六厘に達し、その額の三分の二は、一八八一年以降の三年九か月の間に生じたものという(表二一〇)(野口正久「武相困民党事件の社会経済的関係資料」『多摩文化』第九号)。しかもこの負債は、各町村戸長役場で公証を経ただけであつて、実際の負債額はこれをさらに上回るとみられる。右の負債額は、その年利一割五分とすれば(本文三六六ページ参照)、年間利子だけで一戸平均一六円三四銭余の支払いが必要となる。これは、一戸平均納入地租額の三倍半にあたる額であつた。地租納入さえ困難であつた一般農民が、これだけの利子負担に耐えられるはずはない。以上のような状態は、南多摩郡はじめ養蚕地帯のみならずその周辺諸郡でも、程度の差はあれ広くみられた。都筑郡各村について、南多摩郡との対比のために表二一〇と同じ指標をもつて示すと表二一一のようになる。都筑郡は、南多摩郡に接

表2-11 1885(明治18)年都筑郡諸村の負債状況

村名	1戸当たり平均負債額	総戸数中負債者の割合	他村からの負債者割合	負債者1人当たり負債額			
				自村で	他村から		
	円	%	%	円	円		
負債利子支払いが地租納額を上回る村	鶴見川上流(右岸)	村	249.32	114.3	42.9	149.26	322.98
		台本寺	233.16	157.4	78.7	115.82	180.50
		郷山	220.10	192.0	132.0	94.58	123.81
		村	208.67	91.8	37.7	284.47	145.29
		山下	194.48	106.8	59.1	169.62	192.12
		中	174.86	141.2	58.8	140.68	150.46
		下	168.66	105.6	52.3	125.39	197.16
		鴨居	167.57	117.2	55.9	153.27	131.69
		久保	148.86	96.8	74.2	96.59	171.25
		上					
	原町田―横浜道	市場村	137.62	104.9	34.1	161.64	68.22
		今井村	151.24	124.1	72.2	146.59	104.92
		市野沢村	136.72	84.7	66.7	32.74	189.98
		二俣川村	128.82	87.1	45.3	180.26	106.69
		小高	97.45	87.5	66.7	84.68	119.92
川井		95.73	56.4	51.3	36.00	183.09	
下川井村		79.63	53.0	42.6	64.07	121.70	
上川井村		62.94	40.8	10.7	180.07	81.90	
三反田村		65.68	105.3	68.4	74.70	55.80	
負債額の郡内最少村	鶴見川左岸平野部	下麻生村	137.89	76.9	59.6	160.00	164.20
		王禅寺村	76.17	71.0	36.4	50.60	161.00
		牛久保村	84.00	116.7	37.9	70.82	74.48
		茅ヶ崎村	82.64	56.3	31.0	146.81	146.61
		山田村	59.07	71.1	16.0	63.81	149.16
		上菅田村	85.37	94.0	40.0	97.38	81.98
		下白根村	80.80	51.1	34.0	227.06	125.08
		吉田村	18.69	29.9	4.9	55.48	98.51
		折本	18.53	26.7	5.0	49.41	156.67
		東方	17.35	33.7	11.6	44.14	65.65
佐江戸	13.89	27.2	7.6	36.83	87.85		
川向	17.82	51.6	42.2	38.33	33.72		
勝田	11.07	14.3	9.5	53.50	89.50		
池辺	25.24	65.2	8.6	30.65	92.15		
川和	22.03	57.8	5.2	39.76	21.67		
上白根村	古沢村	15.03	21.1	10.5	51.38	91.50	
	万福寺村	20.57	36.8	31.6	50.00	56.83	
	上白根村	3.34	10.3	3.4	36.00	25.00	

注 1 「貧富一覧表」『資料編』17近代・現代(7)より作成。

2 1戸が数件の負債をし、また、村内、他村双方に負債している場合があるので、総戸数中負債者の割合が100パーセントを越す村もある。

が五一〇円に達する村があり、二〇〇円以上の村だけで一九か村を数える。都筑郡下の負債状況はこれほどではないが、それでも一戸当たり負債額二〇〇円以上の村四か村、一〇〇円以上の村一四か村を数える。負債額の多い村は、地域的に集中している。最も一戸当たり負債額が多く、しかもその半ば以上が他村からの借入れである村々は、鶴見川上流右岸（現在の横浜線沿線）、長津田を経て南多摩郡原町田村に通じる街道沿いに集中している。そして、横浜から原町田に通じる街道沿い（現在の相鉄線沿線）の諸村がこれにつぐ。これらはいずれも、内陸部養蚕・製糸地帯と横浜をつなぐ街道沿いであって、水田に乏しく貨幣収入を求めて養蚕を急速にのばしてきた諸村であった。ここでは総戸数の半ば前後の家が、他村の者から借金を仰いでいる（一家で数人の名儀で借金をしているばあいがあるので実際の割合はやや少ないと思われる）。こうした現象は、維新前には考えられなかったことで、奈良村の盛運社をはじめ隣郡原町田などでの銀行類似会社等金融機関の簇生と表裏をなしている。一方、都筑郡のなかには、一戸当たりの負債が少なく、比較的安定した生活を保っている村も存在した。これら村々のほとんどでは、他村からの借入れは、一件当たりの借金額は小さくはないが、件数は少なく、金融の多くは村内でなされている。こうした諸村は、鶴見川左岸に展開する水田地帯に集中している。先にみた勝田村（第一編第一章第二節）に代表されるように、これら諸村では、水田の存在が農家経営の自給性を強め、安定させているのである。

以上の負債状況は、おそらく相模川以西地帯でもみることができた。この地帯で大規模な金融活動を展開したのは、洵綾郡一色村の露木卯三郎・大住郡馬入村の江陽銀行・同曾屋村の共伸社・同戸田村の小塩八郎右衛門などで、従来の慣行・情誼を無視し、政府の新たな金融法令を十二分に活用したその金融活動は、子易村・土屋村騒擾、一色騒動、弘法山騒擾等の事件を惹起した（『通史編』4近代・現代(1)第二編第二章第五節）。なかで、一八八四（明治十七）年五月大磯の旅宿で殺害された露木についてみると、その貸付の範囲は広く大住・洵綾・足柄上・下・高座五郡に及んでいた（安藤建二「明治十七年の相模国洵綾郡一色

表2-12 露木卯三郎の1884(明治17)年現在貸付状況

村名	借入人数	1人当たり平均貸付金額	1884年現在貸付金総額
		円	円
大 三之宮村	7	75.71	375.00
大 大神村	20	57.60	1,152.00
大 土屋村	22	347.15	8,287.41
大 北矢名村	6	66.50	399.00
大 万田村	1	33.00	33.00
大 徳延村	2	65.00	130.00
大 池端村	15	72.00	768.00
大 矢崎村	3	120.00	275.00
大 須賀村	6	30.00	180.00
大 沼田村	9	131.88	563.00
大 東大竹村	9	74.77	673.00
大 養毛村	17	35.08	610.00
大 下糟屋村	3	541.66	1,660.00
大 笠窪村	9	328.22	1,632.75
大 坪之内村	4	48.50	39.00
大 名古木村	1	120.00	35.00
大 伊勢原村	1	30.00	30.00
足柄上郡 柳村	16	46.25	740.00
足柄上郡 栃窪村	3	25.00	50.00

- 注 1 厘位は切り捨て。  
 2 土井浩「明治10年代・神奈川県下の土地金融活動について」(『神奈川県史研究』27)表8による。  
 3 足柄上郡2村については1884(明治17)年「諸綴込」(大井町山田 了義寺蔵)から補足した。  
 4 大住郡の1人当たり平均貸付金額は、すでに処分済みのものも含めた額。

い範囲の諸村農民が糾合して起こされたのであった。

在村地主の動向

以上をみた明治十年代後半における農民負債の累積は、主に十年代に簇生した私立銀行・銀行類似会社あるいは新興の個人金融業者によってもたらされた。だからこそ、多摩地方はじめ県下各地で起こった負債返済騒擾では、右の会社・個人が、農民の攻撃的となったのであった。しかし、一方、村の上層部に位置する在来地主層も、それぞの規模に応じた資金融通を、主に自村を中心として行っていた。その件数・貸付金額の合計は、都筑郡のばあいから推定すれば、右金融業者のそれに匹敵または凌駕するほどであったろう。しかし、これら在村地主は、資金の貸付期限が切れても、

騒動」覚え書『神奈川県史研究』14)。彼の、大住と足柄上郡の一部に対する貸付状況は、特定の地域・人に集中せず、広い範囲にわたっているのを特色とする(表二一二)。こうした金融活動は、都筑郡のばあいと同様、この地帯の諸村がおしなべて他村の者からの負債を抱えるという状況を作りだした。そのため、前記負債返済騒擾も、広か村の農民によってではなく、広

表2-13 北多摩郡蔵敷村の土地抵当負債（書入）金額（1876—1887年）

年代	書入の年度									返金高計	
	1876	1879	1880	1882	1883	1884	1885	1886	1887		
受戻しの年	1884	円 (1)10.00	円 (1)33.00			円 (4)200.00					円 243.00
	1885		(1)40.00	円 { (3)300.00 ●(1)10.00	円 (1)20.00	円 (4)150.00					510.00 ●10.00
	1886					(2)99.00		円 (2)70.00	円 (4)177.00		346.00
	1887			●(2)70.00	{ (2)50.00 ●(1)25.25	円 (4)145.00	円 (4)263.00	円 (1)60.00	円 (1)20.00		538.00 ●95.25
1887年までに受戻しない分	(1)10.00	(1)25.00	{ (1)20.00 ●(9)225.00	{ (2)65.00 ●(2)100.00	(5)175.00	円 (6)646.50	(7)650.00	(5)199.00		円 { (2)635.00 ●(4)100.30	2425.50 ●425.30
貸出高計	(2)20.00	(3)98.00	{ (4)320.00 ●(2)305.00	{ (4)135.00 ●(3)125.25	円 (19)769.00	円 (20)909.50	円 (10)780.00	円 (10)496.00		円 { (2)635.00 ●(4)100.30	4062.50 ●530.55

注 1 ( )内は件数、●印は村が貸付けた金額。  
2 原資料は「明治公文編年集十一」より作成。

直ちに抵当地の公売処分につすなどの法や裁判機構に頼る措置はとらないのが常であった。

北多摩郡蔵敷村は、一八八七（明治二十）年現在、負債総額二八五〇円八〇銭、一戸当たり平均負債額が四五円二五銭で、多摩地方では負債の少ない部類に属し、また他村からの負債もほとんどない。これは、この村の有力地主内野全左衛門家が村民に多くの貸付を行い（一八七六（明治九）一八七七年間一九件うち同家小作人へ八件）、また村には共有の備金があり、この村民への貸出しがなされていることによっている。この村の土地抵当金融（書入）は、一八八〇（明治十三）年から急に活発となり一八八四年に件数・負債金額ともに最高となる（表二・一三）。しかし、一八八二年から次第に返済されない負債額が累増し、これにともなって、一八八三年から新規貸付額が減少していく。とくに一八八〇、一八八二年に年利一割五分、一八八五年六月までという条件で貸し出された村有備金は、一五件のうち一八八七（明治二十）年によく三件が返済されただけであったため、基金が枯渇して、以後一八八七年まで貸出しを停めている。一八八七年に入ってようやく三件の返済があり、それは直ちに新規に貸し出された（うち一件は契約更新）。こうして村有備金は、村民の生活が最も逼迫し

表2-14 高座郡相原村小川家の貸金動向

年代	新規貸付額	貸付金累積滞り	利子収入
	円	円	円
1878	1,989.22	3,609.81	415.31
1879	2,770.49	3,823.51	566.72
1880	3,246.76	3,989.12	644.17
1881	4,597.42	6,186.96	656.77
1882	3,945.98	7,659.48	1,010.26
1883	3,730.59	8,071.69	953.24
1884	2,537.44	8,553.78	517.93

注 1 田嶋悟「養蚕畑作地帯における地主経営」(『神奈川県史研究』20)による。

2 厘以下切り捨て。

減を図った。すなわち、回収不能となった貸金は、抵当地を小川家が買い取ることで決済し、また年々二五〇円程度の棄捐(捨金)を行っている。小川家は、旧幕期から村役人の立場を維持しながら領主層への貸付とともに、耕作農民の貢租・諸入費の立替払い、在郷糸繭商人への仕入れ金貸付等を行ってきた(田嶋悟 前掲論文)。同家が、このような貸付活動を縮少しはじめたとき、私立銀行・銀行類似会社は、かえってその活動をさらに拡大・強化しつつあったのである。

なお、以上の蔵敷村および小川家の事例などからみると当時の土地担保金融で、利子年二割は、一般的であったようである。当時の県下農村にあって、この程度の利子は「高利」とは必ずしも意識されていない。私立銀行・銀行類似会社の貸付活

た一八八三(明治十六)―一八六六年に、本来の機能を發揮できなかった。個人の貸付(年二割の利子が一般的である)もまた、一八八四年での九〇九円をピークに急速に新規貸出しを減じていった。以後の年の新規貸出高と返金(抵当や受戻し)高を対比すれば、新規貸出しをおさえ、貸金の回収を図っていることがわかる。ここに負債返弁騒擾の影響をみる事ができるが、村内地主層は、村内の平和を破壊してまで貸付活動を強化する意図はもっていなかったといえよう。高座郡相原村小川家のばあいも同様である(表二一四)。同家は、自村の外、同郡橋本・大島・上矢部・小山・九沢村・津久井郡川尻村・南多摩郡宇津貫・大船・鎌水・小倉村等にも広く貸付を行っているが、その活動は、一八八一(明治十四)年に入ると貸金滞りが急増しはじめ、一八八二年以降は利子収入も減少に向かっている。こうした貸付活動の困難に直面して、同家はいち早く一八八二年から新規貸付を減少させ、その活動の縮

動が非難されたのは、第一に、「通常利子ノ外ニテ延利・日踊リ・手数料・検査料」(前述「哀願書」)など種々な名目でさらに利子を取る方法に對してであつた。<sup>(2)</sup>

さらに第二には、その貸付期限が一日でも過ぎれば、直ちに訴訟に及ぶという、法を楯にとつた仮借ない取り立てであつた。負債農民らは、このような「才智モ長ケテ法ヲ泳テ貧冒ス」る所業をもつて「高利貸付營業」(須長文書「負債問題ニ関スル論文及願書」『資料編』13近代・現代(3)一八〇ページ)とみなしたのである。

當時の農村の状況のなかで、在村地主の動向は複雑であつた。前述須長文書は、この点に触れ、

銀行会社の苛酷な貸付けに對し、負債農民は、これの返済を怠れば「國法ニ戻ル」ことになるのでやむを得ず何を措いても返済に努力する。そのため、租税、協議費を滞納したり、「道德上ヨリノ貸借」すなわち法に拘らず信用・情誼にもとづいて行ふ貸借に對しては「終ニ利子一銭モ払ハサルニ至」つてしまつた。そのため、「旧戸長ノ如キ、及ビ道德ヲ重ンスル金満家等」の一〇中の七、八は、貸金の元利ともに回収できず負債農民同様「困窮ヲ訴ル者」が少なくない。このような事情で、「淳厚ノ志タル人、貧民ヲ助クルヲ得ス、貧民之ニ酬ニ道ナシ、道德頓ニ地ニ墜、俱ニ薄情ニ流ルルニ至レリ」

とのべている。すなわち、これまで在村地主(あるいは旧戸長、「道德ヲ重ンスル金満家」)が行つてきた耕作農民に對する「道德上ヨリノ貸借」は不振となり、生活困難を招くにいたつて指摘している。「道德上ヨリノ貸借」とは、いうまでもなく慈悲的な貸与ではなく、前述藏敷村内野家・相原村小川家など、これまで在村地主が一般に行つてきた自村農民を主な對象とする旧慣にもとづく貸借であり、それが年利二割を普通としていたことと矛盾するものではない。しかし、このような在村地主・資産家層は、自家を没落から防ぎ、あるいはさらに経済的發展を図るために「道德上ヨリノ貸借」に代わる新たな事業を模索せざるをえない。彼らの一部は、私立銀行・銀行類似会社の株主となり、あるいは役員に就き(色川大吉「三多摩自由民



表2-15 1885(明治18)年南多摩郡上栲田村石川家の収支

収 入	上り子尽入計	273.6000
	売上無計	31.5000
	耕作子無計	14.2660
	利右衛門色合	50.0000
	合	11.0385
支 出	雑費入費金代計	235.5830
	租その他	28.8060
	貢給糸合	21.3500
	給糸合	147.6415
	合	433.3805
差引	(-) 52.9760	

注 石川源司家(八王子市東浅川町)文書「10月26日内調べ」より作成

ちまち倒産の危険に陥ることになる。これは一例にすぎないが、在村地主層がこの時期経営発展を図ろうとすれば、銀行・銀行類似会社への参加など金融業への進出以外にとるべき道を見い出すのは困難だったといつてよいであろう。

**農民の窮乏と大地主の成長**

一八八四(明治十七)年十月、南多摩郡長原豊稜は、管下に夥しい負債困民が生まれつつあるのを目撃して、強い危惧を抱いた。すなわち、今日の情勢がこのまま進めば、「倒産相踵あひつキ、貧富懸隔ノ社会トナリ」、人民貧富の差が甚だしくないという我国の美俗が消滅し、「無禄平民、夥多ノ水吞百姓ヲ現出シ」、「国体ノ汚下」のみならず、国家の治安もあやうくなるであろうという危機感である(野口正久 前掲論文)。

神奈川県は、もともと、県民のうち県会に被選挙権・選挙権を持つ者の割合が、全国平均よりも低い県であるが、一八八一(明治十四)年以降不況が深まるにつれますますその割合は低下していった(表二-一六)。権限がきわめて制約されている県会

権運動史』『多摩文化』第九号)、一般農民と敵対する性格を備えることになった。なお、この時期には、在村地主の織物業経営も、売価の低落によって損害を招いていた(表二-一五)。南多摩郡上栲田村石川家(源助、一八八六年地価五七五円九二銭)のばあい、実際の小作料入額は三一円五〇銭で、貢租その他諸入費を控除すれば、純益は二円七〇銭でしかない。貸付金利子も一四円二六銭余で、経営の中心は織物業にあった。しかし、それも原料糸代・給金を控除すれば一〇四円六〇銭で、その他の必要経費・自家家計費を充たすに足らず、五三円弱の赤字となっている。この織物業の運転資金が借入れによるばあいは、た

表2-16 神奈川県における県会被選挙・選挙権者  
(1881—1885年)

年代	人口100人のうち			
	被選挙権を持つ者		選挙権を持つ者	
	神奈川県	全 国	神奈川県	全 国
1881	人 1.97	人 2.43	人 4.27	人 5.00
1882	1.95	2.41	4.36	4.89
1883	1.86	2.38	4.23	4.70
1884	1.77	2.32	3.85	4.61
1885	1.73	2.23	3.44	4.35

注 『日本帝国統計年鑑』より作成

ではあるが、それにすら政治的権利を認められない県民がますます多くなっている。そして、これはまた、自作農層の土地喪失が全面的に進行していることを意味するものであった。

県会議員の選挙権者は、地租五円以上納入者、被選挙権者は、地租一〇円以上納入者であることを要するが（詳細は『通史編』4近代・現代(1)二九〇ページ）地租五円納入者にあたるモデル農家を、県平均の反当地価・田畑比率から画いてみると、田一反・畑一町余を所有する農家となり、地租一〇円以上納入者は、田二反・畑一町五畝程を所有する農家ということになる。

これら自作農・在村地主の手から離れた土地は、多くは特定の地主に集められていった。私立銀行・銀行類似会社の貸付活動は、土地を抵当とすることがあっても、その取得は目的としておらず、むしろ貸金延滞による抵当地の流れ込みを極力避けた。やむをえぬばあいのみ抵当地を公売処分にしたが、これによっては、債権のごく一部を回収しうるにすぎなかった。

一八八四（明治十七）年以降、地価は大幅に下落し、一八八六年ころには、八王子地方の地価の多くは、法定地価額を下回ったといわれる（正田健一郎「明治十年代の地方銀行」『早稲田政治経済学雑誌』一七四・一七八号）。そして、各所で頻繁になされる公売処分が、ますます地価を下落させた。こうしたなかで、特定の地主への土地集積は、いくつかの形をとって行われた。第一は、先述した高座郡相原村小川家のように、自己の貸付金が焦げ付き、それを整理するために、負債主から抵当地を引き取るものであるが、遠隔地にまで広く抵当地が分散し、かつ小作地の管理能力をもたない銀行会社・個人貸付業者のなしうるところではなかった。資金貸付が居村中心

表2-17 所有地を増大させた南多摩郡自由党员 (1882—1886年)

党员名	住所	1882	1886	
成内頼一郎	八王子横山町	1,018	5,885	東海貯蓄銀行頭取
大塚 金蔵	鍵水村	1,802	2,225	
鈴木 芳良	堀ノ内村	5,222	6,815	武蔵野銀行副頭取
井上 隆治	東中野村	1,638	1,975	武蔵野銀行, 七十八銀行頭取
高木 吉蔵	日野宿	4,478	5,211	日野銀行頭取, 共融会社株主
天野 清助	〃	4,587	5,374	日野銀行頭取 養財社社長 武蔵野銀行取締役
中島伝之助	〃	2,999	3,214	共融会社株主
渡辺 忠助	〃	1,377	2,046	〃 〃
土方房五郎	新井村	1,492	1,738	〃 役員
土方健之助	〃	1,538	2,557	〃 社長
土方啓次郎	三沢村	1,513	1,857	〃 頭取
平 豊太郎	南平村	2,778	3,454	〃 株主

注 1 【通史編】4 近代・現代(1) 399ページ以下より作成。

2 少額の増加者は省略した。

に限定され、かつ自ら土地を管理できる在村地主にはじめてな  
しうる方法であった。しかし、これも、金主が貸金を無にしないた  
めやむをえずとった措置であった。第二は、銀行・銀行類似会社  
が、焦げ付いた土地担保の債権を、株主に肩代りさせることによっ  
て、その株主の手に負債者の抵当地が入ることになるので、株主  
は、自分の銀行会社に対する債務を、この肩代りで相殺することが  
できるので、当時の状況下では損な取引ではなかったとみられる。  
前述のように、在村地主の一部(自由党员も多く含まれている)は、銀  
行・銀行類似会社の役員・株主であり、彼らのこの時期における所  
有地の増大は、主にこの方法によるものが多いと思われる。いま、  
南多摩郡の自由党员でこの時期(一八八二—一八八六)に所有地を増  
大させている者を見ると、判明している限りでは一名を除きすべて  
が、銀行・銀行類似会社の役員株主であった(表二・一七)。なかでも  
八王子横山町成内頼一郎・堀ノ内村鈴木芳良・日野宿高木吉蔵・天  
野清助らはその代表的な人物である。激動の数年間のうち、同志で  
ある石坂昌孝・村野常右衛門らは、所有地を手放し、産を傾けてい  
くのと裏腹に、彼らは地主としての基盤を固めていった。この時期

表2-18 神奈川県1890(明治23)年貴族院多額納税者議員互選資格者(地主のみ)の所有地価額

氏名	住所	1889年	1885—87年
		円	円
佐野市郎	愛甲郡下川入村	20,640.00	(1887) 19,830.48
山口平太夫	南多摩郡桑田村	18,234.48	(1886) 14,057.32
永野茂	愛甲郡妻田村	17,840.00	(1887) 20,102.32
田村半十郎	西多摩郡福生村	17,917.88	(1885) 8,127.76
関谷源兵衛	南多摩郡八王子町	16,409.96	(1886) 13,502.14
萩原半蔵	南多摩郡堺村	17,406.12	(1886) 9,335.78
小塩寛蔵	大住郡相川村	33,360.92	
石井虎之助	大住郡成瀬村	28,180.76	
梅原脩平	大住郡南秦野村	16,288.40	

注 明治23年「貴族院多額納税者議員互選名簿」、明治19年南多摩郡「地価大鑑」、明治18年「富民取調表」(「資料編」14 近代・現代(4))より作成

は、在村地主(豪農・旧家資産家)にとっても、盛衰の岐路にあたっていたのである。土地取得の第三は、当時各所で行われた銀行・会社その他金融業者による抵当地の公売処分を通して自己の希望する地を安価に入手してゆく方法である。このばあいは、小作料の購入地価に照らして有利かつ安定した収得を目的として、地主的土地集積を明確に意図して行われた。しかし、

繭糸価が暴落している畑作地帯で、しかも負債困民の騒擾が各所に広がっている当時では、こうした志向を示す地主はきわめて少なかったろう。だからこそ公売に付しても落札者がいないというばあいがしばしば生じ、公売執行者が自ら落札人となることも多かったのである。

いま、一八九〇(明治二十三年)四月、貴族院多額納税者議員互選者の資格を得た、本県下で最大の地主である九家を見ると(表二・一八)、愛甲郡永野家を除き、他はすべて一八八五(明治十八)―一八七七年から一八八九年にかけての間、土地所有を伸ばしている。一八九〇年の互選資格の下限は、本県ではほぼ地価一万六〇〇〇円程度であるが、互選資格者のうち山口・田村・関谷・萩原家は、いづれも、一八八五、八六年から三、四年間の土地集積によって、この資格を獲得している。以上からみると、本県における大地主は、ほとんどが、明治十年代後半期に急速な土地拡大を行ったことがうかがわれる。

こうして、明治十年代後半の農業不況は、神奈川県下でも「貧富懸隔ノ社

会」を現出させたのであった。

この過程は、大規模な負債返済騒擾によっていどられた、農民にとって痛苦の過程であった。すでに一八八二(明治十五)年に、三浦郡三浦町で、不漁と金貸の跳梁によって、窮民の不穏な動きがあらわれているが(後述)、一八八三年十月以降、相模川以西地域で、負債農民による騒擾・露木卯三郎殺害事件、その他不穏な動きが各所に起き、一八八四年七月に入ると、騒擾は、多摩・高座郡で、さらに大規模な発生をみた。こうして、同年十一月には、多摩・高座・都筑・愛甲・鎌倉郡三〇〇か村貧民代表による武相困民党の統一組織が結成されるにいたった(『通史編』4近代・現代(1)四四二ページ以下)。困民党総代は、以後、郡長・県令に対する請願を行うが、翌一八八五年一月、県はこれに解散を命じる。このときまでに、銀行・銀行類似会社側は、自由党员ら地方名望家の仲裁に対し、それぞれ一定の譲歩(貧困者に対する負債元金の支払い猶予・利子引下げ等)を行っているが、それがかりに忠実に実行されたとしても、すでに負債農民の破産を止めることはできなかったろう。以後、一八八五(明治十八)年から八六年へかけて、多摩・高座郡地方を中心として、その日の食料にもこと欠く多数の窮民があらわれている。一八八五年の高座郡相原村の郡長への報告によれば、「目下窮民ノ状態各自糊口ヲ煩ヒ、小作金及負債ヲ償フ事能ハス、債主及地主モ殆ト困難セリ」といわれる。小作農民らは、親族組合ともに困窮して助けを乞えない者は、わずかの知り合いに頼り「金銭雑穀等ヲ乞、辛ク糊口ヲ凌」ぐ有様であるが、彼らの窮迫は、債主・地主らにまで及び、一村困難な状況となっている。そして「郡内拳ヲ窮民ノ多キヲ加ヘタルカ」という間に「然り」と答え、これが一郡共通の現象であることを明らかにしている(『相模原市史』第六卷六一ページ)。多摩地方の窮状も、右とほぼ同様であるが(『資料編』13近代・現代(3)一七七ページ)、一八八六年三月、五日市に近い山村、西多摩郡入野村では、「扶喰ノ購入ニ差支」えた困窮の者五、六〇名が集会し、不穏となるほどの状況にいたっている(「直轄公用書綴込西多摩郡長」東京都公文書館蔵)。

この地方は、耕地乏しく食料の八、九割は他地方から購入し、山稼等で生活してきた土地柄であったが、一八八四年ころからの不景気で、一日の稼ぎで一日の食料を賄うことができなくなり、一八八六年一月ころから糊口に窮して、村有秣場（戸倉山）に赴いて「トコロ」（山ウドの芽）を採掘し、川中で晒し、割花（大麦の換屑）・ソバのメ粉（ソバ粉を製するとき皮際に付く粗粉）などを混ぜて食料とする者があらわれ、二月上旬には七、八〇人に達した。二月十三日彼らのうち小峰源次郎外四、五名が樽寿作方を訪れ、生計を保つために村共有物を売却し、代金を村民に配分することを求めた。寿作は、村内困民一三名へ「青梅町貧野民右衛門」なる名義で回状を出し（その内容は明らかでない）、困民が愛宕平の山中に集会するとの風説が流れた。この動きは、五日市分署によって抑えられたが、このように、一八八六（明治十九）年麦秋前には、文字通り飢餓に迫る状態が、各所でみられたのである。

注

(1) 前述「哀願書」は、多摩ほか四郡の糸価を一八八〇（明治十三）年、一貫目五五円五六銭、一八八二（明治十五）年、二三円二六銭ないし二三円八一銭としているが、恩方村などの糸価も、これとは符合している。そして、一八八四年には、一八八二年よりさらに下落するのである。

(2) 高座郡大島村中里宗兵衛も、一八八四（明治十七）年十一月六日「私立銀行及ビ貸付会社ト各郡村困民トノ葛藤ニ付陳ル権衡旨意書」のなかで、「金円ヲ貸渡ス際、利子手数料トシテ四ヶ月ノ期内ニ二割（則チ百円ノ金ニシテ二十円ヲ引落シ、残レル八十円ヲ受取如シ）ノ利子ヲ引落シ、或元利或ハ延利月踊リ（即チ一月ニシテ二月分ノ利ヲ占ムルヲ云フナリ）手数料・検査料杯ト名号ヲ区別シ過激ノ利子ヲ占收」するといひ、また、須長連蔵筆と思われる一文書（「負債問題ニ関スル論文及願書」『資料編』13近代・現代③）一八〇ページも、年の初めに一〇円の借金証書をもって借りた八円（二円が利子として初めから控除される）が、十一月には、二〇円九五銭九厘の証書に書き換えられるにいたる事例をあげている。このような事実は、一八八三年神奈川県に巡察使として訪れた元老

- 院議官関口隆吉がその復命書のなかですでに指摘したところであった(『資料編』11近代・現代(1)二三二ページ)。
- (3) たとえば、八王子銀行の、仲裁人に対する回答書は、「口述」と記され、八王子銀行の捺印はなされていない(『資料編』13近代・現代(3)一五七ページ)。なおここに「八王子銀行ノ印」とあるのは、「八王子銀行 無印」の誤植である。

## 五 漁業の再編と製塩

### 漁場の再編

一八七五(明治八)年十二月、明治政府は、太政官布告第一九五号をもって、「従来人民ニ於テ、海面ヲ区劃シ、捕魚探藻等ノ為所用致候者モ有之候処、右ハ固ヨリ官有ニシテ、本年二月第二十三号布告以后ハ所用ノ權無之候条、従前之通所用致度者ハ前文布告但書ニ準シ、借用ノ儀其管轄庁へ可願出、此旨布告候事」と達し、海面は官有であり、したがって、この布告以後は、従来の方針を明らかにした。さらにあわせて、これまで通りに漁場所用を希望する者は、改めて政府へ出願せよとの新たな方針を明らかにした。さらにあわせて、太政官第二一五号達で、海面借用を出願した者へは調査の上許可し、これまでの漁業税の税額を引き直した額の借用料を徴収するとした。この海面官有宣言とそれともなう海面借区制施行は、とくに東京内湾の漁村のように、近世以来、錯雑した入会関係にある漁場の利用をめぐって、しばしば紛争をくり返してきたところでは、紛争の激発という結果をもたらした。右宣言により、これまでの漁場占有利用権が消滅したのを機に、村方では自己に有利な漁場借区を獲得しようとする動きがあらわれたからである。そのため、政府は、右宣言の七か月後、七月十八日太政官達第七四号で漁場借区制を取り消し、「以来各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シ、營業取締ハ可成従来ノ慣習ニ従ヒ、処分可致」旨を達し、「従来ノ慣習」すなわち、これまでの村方における漁場占有利用権を尊重する方針を明らか

にした。海面が官有であることは変わらないが、その統轄・取締りは、府県に委ねられ、府県は、管下漁場の、旧来の占有利用の実態を把握し、これにもとづいて、府県税として「捕魚採藻営業税」(のちに「漁業採藻税」)を賦課していった。神奈川県では、明治十一年一月十二日甲第三号による「捕魚採藻営業規則」の違がそれである(『資料編』16近代・現代(6)二六二ページ)。同規則は、その後、明治十二年六月甲第一二一号、明治十三年十月甲第一七九号の改訂を経て、明治十四年五月甲第八七号「漁業採藻規則」、同年六月甲第一〇一号達「漁業及採藻営業規則」に改定された。この改定は、これまで税則のなかに内包されていた漁業取締りを独立法規として分離したものである。漁業・採藻税は、「各地従来ノ慣例ニ依リ之ヲ徴収」し、「若シ其例規ヲ改正シ、又ハ新規ヲ創設セントスルモノハ、府県会ノ決議ヲ經テ府知事・県令ヨリ内務・大蔵両卿ニ具状シ、政府ノ裁可ヲ受」(明治十三年四月八日太政官布告第一七号) けねばならないとされた。しかし、一方、近代的税制における営業税はあくまで個人に賦課する建前で、旧来の漁場占有利用権者である村ないしは入会村々はその対象になりえない。したがって、近代的諸制度が整備され、村も行政村として再編成されていくなかで、従来村持漁場や数村入会漁場の実態を旧慣のまま維持しようとするれば、これまでの漁業権者である村ないし村々に代る漁業団体を設け、これに法的地位を与えねばならなかった。一八八四(明治十七)年十一月の農商務省達第三七号「同業組合準則」、ついで一八八六(明治十九)年五月同省令第七号「漁業組合準則」は、そのための法的措置にはかならない。以後神奈川県でも、漁業組合が設立され、これが、旧来の慣行による村持入会漁場の漁業権を継承し、管理を行っていった。一八九二(明治二十五)年八月、県令第五五号「漁業取締規則」は、こうした管下での漁業組合設立を前提にして、前述一八八一(明治十四)年六月の営業規則を改定したものである。このような、法的な整備の下で、近世以来の漁業は、急激な変革をみることなく、明治以降にひきつがれてきたのであった。



## 漁業の地帯区分

こうして、県下の漁業は、ほぼ近世以来の形態を維持して明治に入るが、それは、漁場・漁法等の違いによって、おおむね、東京内湾漁業、三崎とその周辺の漁業、相模灘の漁業および内水面漁業の四つに分けられる（表二一九、なおこの表は、郡別に漁浦を区分したため、三浦郡には、内湾漁業・三崎周辺漁業が混在して表示されている）。以下それぞれの地帯別に、明治前期の実態とその変化をみていくことにする。

### 東京内湾漁業

……其の位置、其の形状、其の底質、其の水深水質、竝に之に注く大小河川の数々、更に其内奥に位する大都会等々、有用水族の饒産すべき数多の好条件を具備し、魚類のみで百有余種を算へ、之に烏賊・蛸の類、蝦・蟹の類、各種の介貝、浅草海苔の如き特殊の藻類に至る迄、所謂江戸前の味と賞せられるもの甚だ多く実に海の幸の豊かなるものがある。

といわれる好漁場であった（『東京内湾漁業史料』笠松弥一 横浜市水産会序文 昭和十五年）。そして、明治期では、ここでの主要な海産物は、「内湾漁業ノ国益タル、鰯魚ノ大網ヨリ盛大ナルモノアラス」（織田完之『内湾漁制通考』明治三十六年）といわれる鰯魚で、「各数多ノ漁夫ヲ使用シ、一挙千金ノ利アレハ、忽チ其部下ノ貧漁夫ニ潤沢シ、内湾一年ノ鰯魚ハ数十万円ニ上ルモノニシテ、漁村ノ享利是ヨリ盛ンナルハナク施イテ行商ニ利ヲ頒チ、其搾粕ハ諸国無双ノ上等品ト称シテ陸産ノ肥料ヲ優給」（前掲『内湾漁制通考』）した。さて、沿岸各漁村は、「磯漁は地附根附次第也、沖は入会」（寛保元年「山野海川入会」）の原則によって、地先漁場は、地元村がときには近接村との入会関係をもちつつ占有利用する一方、沖漁場（本漁場）は、神奈川・東京・千葉三府県にわたる従来西四四浦、東四〇浦、計八四箇浦と称する内湾漁村が、近世以来の慣行に従い、三八職に限定した漁具による漁法で、鰯魚をはじめとする諸種の魚猟を入会で営んでいた。この内湾沖漁場は、千葉県の管轄に属するもの七分、神奈川県管轄二分、東京府管轄一分といわれる。この入会漁場の利用・運営は、近世では前記八四箇浦の代表が毎年三月神奈川

表2-19 郡別主要漁浦・漁場・水産物（明治前期）

郡名	漁浦名	漁場名	採捕の主要水産物
橋樹郡	子安村, 神奈川町, 潮田村, 大島村, 池上新田, 生麦村	東京湾内	イワシ(鯔)・コノシロ(鰯)・ボラ(鰩)・蛤・アサリ・エビ・蟹・海苔
久良岐郡	本牧本郷村, 根岸村, 滝頭村, 磯子村, 森村, 森中原村, 杉田村, 富岡村, 野島浦, 柴村, 三分村	東京湾内	キス(鱸残魚)・ホウボウ・カサゴ・アジ・サバ・タコ・タイ・スズキ・コチ・サメ・ブリ・カレイ・サヨリ・アナゴ・ウナギ・コノシロ・アイナメ・ヒラメ・イカ・アサリ・エビ・カニ・ジャコ・ナマコ・イシモチ・イワシ
三浦郡	浦郷浦, 長浦浦, 横須賀浦, 公郷浦, 大津浦, 走水浦, 鴨居浦, 浦賀浦, 八幡久里浜浦, 深田浦, 三崎, 西浦(諸磯村外18か村)	東京湾内  東京湾外・伊豆国沖合	タイ・クロダイ・ボラ・エビ・カレイ・イワシ・ブリ・サバ・アジ・イカ・タコ・ミル貝
鎌倉郡	片瀬浦, 腰越浦, 江ノ島浦, 津浦, 乱橋材木座浦, 長谷浦, 坂ノ下浦	相模灘・大島近辺	イワシ・マグロ・アジ・ブリ・タイ・タコ・イカ・サバ・カツオ・スズキ・サメ・ホウボウ・アカウ(緋魚)・サザエ・ボラ・ノリ・ツノマタ・アラメ・ワカメ
高座郡	鶴沼浦, 辻堂浦, 小和田浦, 茅ヶ崎浦, 柳島浦	相模灘・大島近辺	イワシ・サバ・アジ・シコ(鯢)・シラス
大住郡	須賀浦, 平塚浦	相模灘・大島近辺	カツオ・アジ・ウヅワ・サバ・イワシ・シラス・アンコウ
淘綾郡	大磯浦, 西小磯浦, 国府本郷浦, 国府新宿浦, 二宮浦, 山西浦	相模灘・大島近辺	キス・ムツ・ヒラメ・カツオ・イワシ・甘鯛・サバ・アジ・タイ・イカ・マグロ・ワカメ・ホウボウ
足柄下郡	小田原浦, 酒匂浦, 前川浦, 小八幡浦, 早川浦, 石橋浦, 米神浦, 根府川浦, 江ノ浦浦, 岩浦, 真鶴浦, 福浦浦, 吉浜浦, 門川浦	相模灘・大島近辺	マグロ・サワラ・ブリ・タイ・サメ・アンコウ・イルカ・スズキ・サバ・アジ・タコ・カツオ・イワシ・ヒラメ・イカ・カサゴ・カレイ・ウヅワ・シラス・アイナメ・アカウ・ムツ・甘鯛・イシモチ・ワカメ
内水面	箱根湖 多摩川 相模川  酒匂川		エビ・ウナギ・鮎・ナマズ・赤腹魚 ウナギ・鯉・鮒・ナマズ・ドジョウ エビ・ウナギ・鮎・ヤマメ・ウグヒ・ドジョウ 鮎・ヤマメ・ナマズ・ウグヒ・ドジョウ

注 『明治18年神奈川県統計書』より作成。明治11年5月『神奈川県治一覽表』『明治26年神奈川県統計書』で補充。





図2-1 観音崎周辺の図

浦で集会決定するのを常としたが、「明治初年ヨリ漸々其規則弛シテ、其会モ行ハレス、組合モ自然消滅ノ姿ニ至リタルヲ、明治八年神奈川浦ニ於テ四州連合集会ノ緒ヲ開キ、十四年三月、始メテ其契約旧ニ復」(前掲『内湾漁制通考』)した。しかし、これによって、内湾漁業が近世期の「三八職」の漁具―漁法のまま停滞したわけではない。新漁具の出現が、内湾漁村の間に種々の紛議をもたらしつつ、「三八職」漁法の内容をも変化させていった。

文化十三年(一八一六)、武蔵・相模・上総・下総四か国内海浦方の定めた「議定一札之事」(前掲『内湾漁制通考』)によると、内海浦方には相模観音崎以南の鴨居村・久里浜村も含まれている(表二二〇)。すなわち、当時東京内湾とは、のちに一九一(明治二十四)年改正東京内湾漁業組合規約第一条が「当組合……神奈川相模国三浦郡千駄崎ヨリ千葉県上総国天羽郡

竹ヶ岡村大字菘生ニ相對スル以北ノ内湾漁業者ヲ以テ組織シ」といい、また三〇条で「漁場区域ハ旧慣ニヨリ神奈川県下相模国三浦郡千駄崎ヨリ千葉県上総国天羽郡竹ヶ岡村大字菘生へ相對スル以北一府二県(東京・神奈川・千葉)ニ連ル内海ヲ以テ当組合ノ營業場ト定ム」と規定した範囲に一致する区域であった。しかし、一八八一(明治十四)年三月二十九日、四か国浦方が神奈川宿に集会し、相互に睦むつましく漁獵相稼りぐ旨の契約証をとりかわし

たとき、神奈川県では、走水以南の浦方、三浦郡鴨居・久里浜の両村は連署に加わっていない。また同年六月九日、右契約の追加箇条を申し合わせたとき、さらに同十二月十一日内湾浦々が神奈川県に集會し、三八職の「器械ノ細書ヲ書入連署」したときにも鴨居・久里浜両村は入っていない。さらに、一八八三（明治十六）年九月神奈川県戸長「桂網漁内海妨害ノ廉上申」も「本県下三浦郡走水ヨリ千葉県下周准郡富津村へ見通シ、夫ヨリ内湾ヲ内海ト唱へ、該沿海ノモノ夫々契約ヲナシ、漁業ス」〔資料編〕17近代・現代(7)とのべている。これらの事実を裏付けるように、織田完之は、一九〇三（明治三十六）年『内湾漁制通考』に

（内湾は）西ハ相模ノ走水海堡ト、東ハ上総ノ富津海堡ニ対スル海峡ヨリ其以北ヲ古来裏海ト称シ、内洋ト称シ、是ヨリ以前ハ外湾ニ属シ、内湾ト混セス、其証トスヘキハ、所謂裏海漁業組合ハ古来武蔵・相模・上総・下総四州ヲ連合シ、安房西海組合又ハ相模下浦組合ノ如キハ全く裏海組合ト殊別ナリシヲ以テ知ルヘシ

とする。すなわち内湾（内海・裏海）は、観音崎（走水海堡）以北であって、鴨居・久里浜村はこれに含まれないことになる。ところが、右にいう相模下浦組合は、一八八八（明治二十一年）七月二十五日東京湾漁業各組合連合規約第一五号但書には「……旧慣ニヨリ東京内湾ハ上総国天羽郡小久保村ヨリ相州三浦郡千駄崎以北……相州三浦郡下浦組合ハ八幡久里浜以南松輪村颯崎迄トス」とあって久里浜村はこれに属さない。

以上要するに、明治期にあって、東京内湾が観音崎以北か、千駄崎以北か、必ずしも明確ではなかった。この曖昧さは、三浦郡鴨居・久里浜村その他による小晒網使用をめぐる紛争が、明治に入って表面化した結果生じたものにほかならない。

小晒網は、漁夫三人をもってする鰯掛網で、鰯の魚道は、長さ二五尋（間）、丈六尺の網五張で六、七〇間ほどの場所に張網をし、船（一艘）は離れて板子を叩いてこの中に鰯群を追い込む。夜は篝火を三か所に照らすので、鰯は驚いて建網の目に首